



## 政府保有株式の自己株式取得に係る検討について

2023年6月16日に中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律が公布され、政府保有株式については、改正法公布日から2年を超えない施行日の前日までに、できる限り速やかに全部売却するよう努めると規定されました。

政府においては、全部売却に向け、財政制度等審議会国有財産分科会での議論等を踏まえ、一般競争入札にて売却を行いました。結果的に880,440千株の残余株式が生じたものと承知しております。

また、改正法の国会審議において、経済産業大臣から、「中小企業組合等だけでは政府保有株式の全部を引き受けることが困難な場合には、商工中金が自社株買いを行うことも選択肢となる」旨の答弁もございました。

以上を踏まえ、商工中金としては、政府保有株式全部売却の実現に向けて、商工中金が自己株式取得する方向で検討を進めてまいりる旨を2024年10月17日取締役会にて決議いたしました。検討にあたっては、株主の皆様及び経営への影響も勘案しながら、取得価格等に関する議論を重ねてまいります。

なお、売れ残った政府保有株式の処分方法については、政府が決定するものであり、現時点では何も決まっていないものと承知しております。

政府保有株式の全部売却後の改正法施行により、これまで以上に中小企業の皆様の企業価値向上に資する金融機関を目指してまいります。